# 身体的拘束適正化のための指針

令和4年 4月

松山市社会福祉事業団 保育所等訪問支援事業所

# 1. 基本的な考え方

### (1) 事業所としての理念

1. 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は、利用児の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当事業所は、利用児の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、職員が身体的・精神的拘束の弊害を理解し、緊急やむを得ない場合の身体拘束を除き、原則として実施しない方針でより良い療育に努めます。

### 2. 身体的拘束に該当する具体的な行為

〈松山市社会福祉事業団保育所等訪問支援事業所における身体拘束禁止の具体的行為〉

- ① 自由に動けないように車いすやベッドに縛り付ける。
- ② 児童を自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- ③ 手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ④ 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑤ 転倒や自傷行為による怪我を防止するために、ヘッドギアを着用させる。
- ⑥ 支援者が自分の体で利用児を押さえつけて行動を制限する。
- (7) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑧ 自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。
- ⑨ 利用児の意思を無視して無理に従わせる。

### 3. 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会に置いて判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もありますが、その場合も利用児の態様や療育の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

#### (2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

① 基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用児一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。

管理者、児童発達支援管理責任者等が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作ります。

③ 身体的拘束適正化のため利用児・保護者と話し合います。

保護者と利用児本人にとってより居心地のいい環境・療育について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

# 2. 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のための体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、当事業所で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会は三月に一度以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

## (2) 委員会の構成員

管理者、児童発達支援管理責任者、保育所等訪問支援担当者

#### (3) 構成員の役割

- ·招集者 … 管理者
- ·記録者 … 児童発達支援管理責任者

### (4) 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③ 身体的拘束を行っている利用児がいる場合 3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用児の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束の解除に向けて検討します。
- ④ 身体的拘束を開始する検討が必要な利用児がいる場合 3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ 今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合 今後家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有

### (5) 記録及び周知

身体的拘束適正化委員会議事録を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員その他の従業者に周知徹底します。

# 3. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のための職員、その他の従業者について、職員採用時のほか、年二回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を 作成します。

# 4. やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

### (1) 3要件の確認

- ・切迫性…利用児又は他の利用児の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性…身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと
- ・一時性…身体的拘束が一時的なものであること

## (2) 要件合致確認

利用児の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして、同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

#### (3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用児・ご家族等 へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法〈場所、行為(部位・内容)〉
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(特に解除予定を記載します)

# 5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用児の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

# 6. 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、当事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用児や保護者が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページへ掲載します。

# 【記録1】

# 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

00	00	様

1	あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、	緊急やむを得ず、	下記の方法と時間等
	において最小限度の身体拘束を行います。		

2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 利用児本人又は他の利用児の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

個別の状況による拘束の必要な理由			
身体拘束の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉			
拘束の時間帯及び時間			
特記すべき心身の状況			
拘束開始及び解除の予定	月月	時 から 時 まで	
上記のとおり実施いたします。 令和 年 月 日			
	事業所名		
	代表者		印
	記録者		印

7	÷П	43.	2	•
l i	iC	亚水	L	

# 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

〇〇 〇〇 様

		00 00	
月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者サイン